

建設常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 57 号 令和 3 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 2 款 総務費 8 款 土木費	1 項 総務管理費 全部	4 目
第 2 条 繰越明許費中 2 款 総務費 8 款 土木費	1 項 総務管理費 全部	路線バス及びタクシー事業継続支援金

議案第 60 号 新大橋整備工事（その 3）請負の一部変更契約の締結について
議案第 61 号 新大橋整備工事（その 4）請負の一部変更契約の締結について
議案第 62 号 新大橋整備工事（その 6）請負の一部変更契約の締結について

令和3年度 八戸市一般会計補正予算（その2）
（八戸市路線バス及びタクシー事業継続支援金について）

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けている路線バス及びタクシー事業者に対して、その事業継続に必要な車両維持を支援し、地域公共交通を維持するもの。

2 予算額 41,000千円（青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金）

3 対象事業者

八戸市内に事業所または事務所があり営業している次の事業者

①路線バス事業者

道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

②タクシー事業者

道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

但し、福祉輸送事業限定の許可を受け、福祉タクシーや介護タクシー等に限定して事業を行うものを除く。

4 支援金の額

①路線バス事業者：1台あたり10万円 【想定：3事業者・計175台】
（申請時点で所有する一般路線バス車両のうち、市内の事業所等に属するバス車両）

②タクシー事業者：1台あたり5万円 【想定：26事業者・計470台】
（申請時点で国土交通省東北運輸局に登録し、所有するタクシー車両）

5 交付要件

①令和3年10月から令和4年3月までの期間で、いずれかの連続する2か月の事業収入の合計額が、令和元年10月から令和2年3月、もしくは、令和2年10月から令和3年3月のいずれかにおける同期間の事業収入の合計額と比較して3割以上減少していること。

②申請時において、今後も事業継続の意思を有すること。

③令和3年度において納付すべき市税等について滞納が無いこと。

④申請者（法人の場合、代表者及び役員）が暴力団員等に該当しないこと。